



草津市立草津小学校 学校だより

—学校教育目標—

確かな学力を身につけた

心豊かでたくましい 子どもの育成

なでしこ



令和5年(2023年)6月15日

No.8

「いじめのない学校づくりのために」～6月いじめ防止啓発強化月間～

6月は、「いじめ防止啓発強化月間」として、教育相談・なかまの日・友だちの日などを通して、子どもたちと一緒に、「いじめ」のない楽しく、喜んで、安心して学校に通えるための取組を、学校全体で実施しているところです。今号では、すべての「いじめ」を見逃さない、見過ごさないために、「いじめ」に対する学校の考え方について、お知らせいたします。



1. 「いじめ」の定義や、とらえかたについて、お知らせします。

○いじめの定義は、平成25年に定められた『いじめ防止対策推進法』第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされています。

○個々の行為や言葉等が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。法の定義や国の基本方針に基づいて、学校の内外を問わず、子ども本人が「いじめ」と感じたものは、すべて、「いじめ」としてとらえます。

○そのため、例えば、好意で行ったことや、悪意ない言動などが、意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまうといった場合でも、いじめ防止対策推進法が定義する「いじめ」となる場合もあると考えています。

2. 「いじめ」の認知件数が増えることは、心配なことではないと考えています。

○本校では、「いじめ」がなくなることを目指して、学校づくりに取り組んでいます。しかし、「いじめ」の認知件数が増えることを、心配なことであるとはとらえていません。本校の教職員が、一見小さなことでも見逃さず、見過ごさずに「いじめ」と認知して、対応や指導を行うことができた結果ととらえています。

学校では、トラブル(いじめ・暴力・けんか・持ち物の破損等・紛失・器物損壊等)が起きた時は、些細なことであれ、関係のある保護者すべての皆さんに、そのことをお伝えするようにしています。当然、保護者の方にお伝えする前には、子どもたちから、話を聞きとって、事実を確認し、保護者の方に状況をお話させていただいているところです。

心身共に成長段階にある子どもたちは、様々なことを経験し、乗り越えて、心の成長を重ねていきます。子どもたちが、トラブル等を乗り越えて、前に進んでいくには、保護者の皆様と学校との『信頼関係があつてこそだ』と心から思っております。

草津小の子どもたちが、楽しく、喜んで、安心して学校に通える状況をつくるために、保護者・地域の皆様と、しっかりつながっていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

子どもたちの様子をお知らせする「草津小ホームページ」毎日更新中!ぜひアクセスしてください。

いじめ

かも? かもしれないこと **が** おこったら...
に **気づいたら**...



草津小の先生たちは、

すぐに解決のために動き出します!



あれって、
いじめじゃない
かなあ?

- 気づいた人は、どの先生でもいいので、（先生には話しにくい時は、友だちやおうちの人に）知らせてください。
- 知らせを聞いた人は、先生に伝えてください。知らせを聞いた先生から草津小の先生たちに必ず伝わります。

「学校問題対策委員会・いじめ対策委員会」

【メンバー】 関係する学年や学級の先生たち・生徒指導の先生・保健室の先生・教育相談の先生・教務の先生たち・児童支援の先生たち・教頭先生・校長先生
(スクールソーシャルワーカー等専門家の先生たち)

★解決に向かうまで何度でも対策委員会を開きます。

くわしく調べます

- いじめをしたかもしれない子ども、いじめをされたと感じている子ども、様子を見ていた子どもなどから、それぞれ話を聞きます。状況に応じて、学習中に話を聞くこともあります。
- 聞いたことを合わせて、起こったことを確かめます。話が合わなかったら、聞きなおします。



保護者に連絡します

- いじめをした子ども・いじめをされた子ども 両方の保護者に連絡し、起こったことなどを伝えます。



いじめをした子どもなどを指導します

- いじめの内容によっては、学校以外の人に指導に協力してもらうこともあります。
- 草津市教育委員会・関係機関や、コミュニティースクール等に状況を報告します。



場合によっては



いじめたことを謝る場を設けます

- いじめをした子どもと保護者が、反省の気持ちを話します。
- いじめをされた子どもと保護者が、今の気持ちを話します。
- 学校(先生)から、これからの見守りや見届け、再発防止等について話をします。



その後も様子を見守り、見届け 保護者に状況をお知らせします

- 指導後の様子について、多くの教師の目で見届け、保護者にお知らせします。

再発の防止に取り組めます

- 同じようなことが二度と起らないよう、再発を防ぐための取組を行います。

